

カトリック京都司教区
教会での工事について

【1】工事申請の必要性について

1. 宗教法人規則 第34条により、「境内建物の新築、改築、増築、移築、除去または境内建物、境内地の著しい模様替え」に該当する場合は、責任役員会の議決、および公示が義務付けられています。
2. 教区の福音宣教の方針から見て、工事の必要性および小教区の現状分析・今後の見通しなどから、ふさわしい教会建築のために教区と小教区が話し合い、協力体制をとっていく必要があります。

【2】したがって、以下の場合、教区への工事申請を行なってください。

1. **宗教法人規則第34条に該当する工事**

この場合は、総工費300万円未満でも申請してください。

2. **総工費300万円（消費税を含む）以上のあらゆる種類の工事**

内容の如何を問わず、すべて教区に事前に申請してください。したがって、宗教法人規則第34条に該当する工事以外で、総工費300万円未満の通常の修繕工事等については、申請の必要はありません。

また、一つの工事計画のために、個別に300万円未満の契約が複数必要な場合も、総工費が300万円を超える場合は、申請が必要です。

3. **聖堂に関する工事**

聖堂の建物に関する工事（たとえば、祭壇周辺・内装・外装の修繕・変更、空調設備等の敷設など）は、工費が300万円未満でも、教区の承認が必要です。

4. **300万円以上の什器備品の購入**

工事と関係なく、高額オルガンのように、単品で300万円以上の価格の什器備品と購入する場合も、教区に申請してください。

5. **総工費1000万円以上の新築・大規模改築工事の場合**

工事の初期の計画段階から(建設資金積立て開始以前が望ましい)において、教区と協議する必要があります。詳しいプロセスについては各小教区に既に配布してあります『カトリック京都司教区小教区経理処理概要書』（オレンジ色のパンフレット）17ページ以下を参照して下さい。

【3】相見積もりの原則（総工費300万円以上の工事の場合）

工事の承認の条件として、相見積もりを原則といたします。したがって必ず工事の見積もりを、二社以上から行い、工事申請書に添付してください。その際、小教区としての選定の理由も明記してください。

【4】共同宣教司牧ブロックのモデラートル司祭の署名

京都司教区では2001年4月より、全教区で共同宣教司牧が行われるようになりました。そこで、小教区の工事の申請に関しましても、ブロックの担当司祭団で話し合うことが容易になりました。今後は、教会工事申請書の署名は、ブロックのモデラートル司祭にお願いすることといたします。

【5】工事契約と支払い方法（総工費300万円以上の工事の場合）

1. 工事請負契約は、小教区ではなく、教区と建設業者が結びます（小教区は法人格をもたないため）。
2. 建設費用については小教区から「建設分担金」として一旦教区に送金して頂き、教区が業者に支払う形を取ります。

以上

2002年11月25日
カトリック京都司教区
本部事務局長 北村善朗